

4. 展開方策

(1) 豊かな自然景観を守る

① 国立公園とそれに連なる地域の保全

国立公園区域では、美しい自然景観との調和を図るため、自然公園法に基づき工作物の新築、増築、改築をはじめとする各種行為において、環境大臣への許可申請又は届出が必要です。本市に係る指定状況は、以下のとおりで、市域の約 14% が国立公園区域となっています。

(天草市における地域・地区別指定状況)

単位：ha

特別地域					普通地域 (陸域)	計	海域公園 地区
特別保護 地区	第 1 種 特別地域	第 2 種 特別地域	第 3 種 特別地域	小 計			
1	56	4,905	4,299	9,261	293	9,554	100

◆ 環境省と連携した景観の保護

国立公園内において定められる許可、届出に係る行為の基準を遵守するとともに、環境省の指導に基づき良好な景観の形成に努めます。

(雲仙天草国立公園天草地域保護計画：環境省)

地種区分	地域	地域概要及び保護計画の方針
特別保護地区	大ヶ瀬	大小数個の岩礁部からなり、その海上景観が優れた地域で厳正な保護を図ります。
第 1 種特別地域	松島町、有明海の内海多島群、鋸嶽山頂部、妙見浦、向辺田、片島、二子島、築の島	優れた内海多島景観、海蝕海岸景観を呈している地域、観海アルプスと呼ばれる特異な地形を有する地域で、厳正な保護を図ります。
第 2 種特別地域	樋合島、永浦島周辺、高舞登山、千巖山、太郎丸・次郎丸嶽、天草西海岸など	優れた海岸線、多島景観、特異な山容景観を有する地域で、自然資源の保護に十分配慮しながら利用との協調を図ります。
第 3 種特別地域	姫浦、二間戸、鹿島岳北斜面、屏風山、竜洞山、宮野河内、六郎次山、里浦、下須島など	第 1 種・第 2 種特別地域の周辺部にあたり、優れた眺望性、植生、景観を有する地域で、地域産業との協調を図りながら風致景観の維持を図ります。
海域公園地区	牛深海域公園、富岡海域公園地区、天草海域公園地区	多くの熱帯魚類、サンゴ類の群生、海中植物などが見られる優れた海中景観を呈している海域で厳正な保護を図ります。

◆ 国立公園に隣接する地域の景観保全

国立公園と調和した良好な景観の形成を推進します。特に、自然景観への配慮が必要な地域については、建築物・工作物等の新築、増築、改築等、一定の行為に対する届出制度により、良好な景観形成を誘導します。

②海岸線及び川の景観や山並みの保全

島の周辺では、鬼池～口之津（長崎）、牛深～蔵之元（鹿児島）を結ぶ航路など、各種船舶が海上を往来しています。このほか、遊漁船や観光クルージングによる船上からの景観に加え、グラスボートでは海中景観も楽しむことができます。こうした美しい景観は、天草市の大切な観光資源です。

◆海岸線及び川の景観の保全と再生

海岸景観は、汀線、海浜、海岸林、背後の丘陵地等の自然的要素と、海岸堤防、護岸、突堤等の人工的要素で構成されています。有明海、東シナ海、不知火海の海上から望む海岸線の自然景観保全に努めます。

また、島内の河川の整備にあたっては、その景観にも配慮し、海岸保全施設など人工構造物の築造にあたっては、自然景観との調和を図ります。

天草西部の海中には、色鮮やかなサンゴ類や熱帯魚類など亜熱帯性の生物が豊富です。しかし、近年、サンゴを餌にするオニヒトデなどによる被害が増えています。

そのため、環境省では早期発見・駆除について、関係自治体や研究機関、地元ダイビングクラブ及び漁業関係者等と連携し適切な対応方針を定めています。

本市においても、地元団体等との協力体制を整え、良好な海中景観の保全に努めます。



◆山並みを阻害する大規模構造物への景観配慮

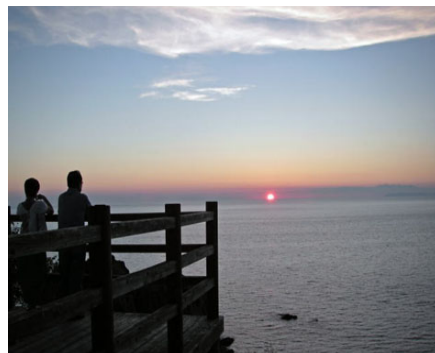
国立公園区域（特別地域）内における鉄塔、アンテナ等の設置については、主要道路及び主要な公園利用地区から海側の地域への新設は原則として認めない方針です。

区域外においても、山並み景観等を妨げる大規模行為について、適切な規制誘導を図り、良好な景観の保全に努めます。

③自然を楽しむ眺望空間の確保

天草最高峰の倉岳山頂からは、遠く雲仙普賢岳や阿蘇山、東シナ海や不知火海に浮かぶ島々を望むことができ、九州自然歩道や野営場などが整備されています。このほかにも、五和の天神山や御所浦の鳥峠、牛深の六郎次山などの山頂からは、天草らしい風景を楽しむことができます。

天草サンセットライン・ロザリオライン・イルカライン等、個性あるネーミングで親しまれている海岸道路では、車窓や沿道の展望所から、美しい自然景観に触れられます。



◆豊かな山々に親しむことのできる環境整備

市域の約 70% が森林で覆われ、その約 60% が天然林です。森林は、木材の供給だけでなく、豊かな地下水を育み、土砂崩れの防止や洪水調整を行うほか、大気中の二酸化炭素を吸収することで温暖化防止の重要な役割を担うなど多面的な機能を発揮します。また、目に映る緑は、心にやすらぎや癒しを与えてくれます。



森林は、天草の景観を構成する重要な資源であり、森林認証制度への積極的な登録を推進すると同時に、適正な保全管理に努めます。また、遊歩道や眺望空間の整備など、多くの人が美しい景観に触れる機会の創出を図ります。

◆幹線道路を基軸とした自然景観の保全

車窓からの景観に配慮した自然景観の保全を推進します。また、道路沿いに、撮影スポットをセットにしたフォトスポット&パーキング（とるば）の整備を推進します。

展望所や案内板の整備にあたっては、周辺の自然景観に調和した意匠、形態に努めます。なお、視界を遮る樹木の適正な維持管理や、利用者マナーの向上に努め、交流を促進する観光ロードとして利用の拡大を図ります。



（とるば）



④市民やNPO団体等による自然美化活動の推進

市域では、毎年定期的に行行政や地域団体、事業所等が参加して、清掃活動が行われています。

また、国立公園天草地域ではパークボランティアが登録されており、美化清掃活動にとどまらず、自然環境保全活動や自然解説活動など、天草のすばらしい自然を保護するための活動に取り組んでいます。

本市独自では、地区振興会を中心に、海や河川、公園、道路などの美化活動に取り組んでいます。

国立公園区域内でも被害が深刻化しているマツクイムシ等による松林の衰退は、天草らしい景観の形成にとって重大な問題であり、今後も各種事業を活用して、被害木の除去・予防に取り組んでいきます。また、被害木の早期発見が拡大防止には欠かせないため、市民からの情報伝達体制の構築に努めます。

このほかにも、熊本県の「水と緑の森づくり税」を活用した市民参加の「天草森の調査隊」などの取り組みも実施されています。

市民の参加や協力はもちろんのこと、隣接する市や町、関連する機関と連携を取り、広域的な視点で対策に取り組んでいく必要があります。



◆ボランティア育成への協力

環境省が取り組むパークボランティアとして登録する人材の確保や育成、自然に親しむ活動や美化清掃活動への協力を推進します。本市独自のボランティア登録制度についても検討し、市域の自然環境や景観を積極的に保全・創出していく活動の輪を広げます。



◆地区振興会を中心とした美化活動の展開

地域に密着した51の地区振興会を主力に、身近な自然景観を守るための美化活動を推進します。市は、住民が主体となった地域づくり活動に対して支援することとし、「住民主導・行政支援型のまちづくり」を推進します。

◆市民・行政・関連団体間の連携システムづくり

市民からの情報を基に、適切な対策等の検討を行う一貫したシステム構築により、景観上の問題をいち早くキャッチし、早期に解決できる体制づくりを進めます。また、国、県、市や関連団体が連携し、ボランティア活動などに関する情報提供の充実を図ります。

（２）誇りある文化的景観を育む

①文化的資産の形成

平成 16 年の文化財保護法の一部改正により、地域における人々の生活又は生業及び地域の風土により形成された景観地で、国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないものを「文化的景観」と定義し、新たな文化財として位置づけることになりました。文化的景観とは、日々の生活に根ざした景観で、日頃はその価値に気づきにくいものです。

この文化的景観は地域の歴史や文化と密接に関わる固有の風土的特色を表す文化的資産と言えます。しかし、時代の変化とともに失われつつあるもの、忘れられようとしているものなど、価値あるものとして認識されていないのが現状です。

生活者自身がその価値に気がつくとともに、市民が一丸となって育むことの大切さを理解し、その価値を深めていく必要があります。

◆価値の発見と共有

日本の宝島“天草”地域財産再発見事業では、地区振興会単位で住民参加の資源掘り起こし活動が実施されています。今後も、地域の景観ウォッチング等によって、各地区の固有の歴史的、文化的資源の価値を見直していきます。

文化的景観は、その地域に伝わる固有の歴史、文化と関わり、独特の風土的特色を有しています。その保全は、地域に居住し、その景観の維持に直接関わる地域住民が主体となります。

しかし、持続可能な景観として育んでいくためには、住民だけの取り組みでは限界があり、広く市民の理解と協力を求めていく必要があります。そのため、住民同士また市民共有の財産として意識高揚を図る環境づくりを進めます。



◆人材の確保と育成

文化的景観を地域の観光資源として位置づけることで、都市生活者との交流を促進し、活性化によって若い世代の定住策や、団塊世代がふるさとに戻る仕組み等、各地域の特性にあった活用策を支援します。

また、地域以外の人々も景観保全活動に参加しやすい受け皿づくりや、体験型・参加型の活動を推進する研修制度などを進め、新たな人材の育成を図ります。

②生業に支えられた里地、里山、里海の保全と再生

自然に働きかけて生業を営むと言う点において、農林水産業は依然として里地、里山、里海と密接な関係を持っている産業と言えます。

里地、里山、里海は、食料や燃料等の物資の提供、地域の気候・風土の調整、文化の育成、地域の生産システムや生態系サイクルの維持などを通して、人々の暮らしを長年支えてきました。

しかし、過疎、高齢化は、里山等の荒廃をもたらすとともに、地域経済を衰退させ、人々の生業にも影響を及ぼしています。

自然と共生しながら育まれる農林水産業が衰退していくことは、生態系のバランスを崩し、目に映る景観だけではなく、環境の破壊にもつながります。

農林水産業の果たす役割を理解し、文化的景観の保全と再生を目指していくことが求められます。

◆景観農業振興地域整備計画の策定

本市では、水稻のほか果樹や野菜の栽培が盛んですが、担い手が不足し遊休農地や荒廃地が増加しています。美しい石垣が残る干拓地跡にも雑草が茂る状況が見られます。そのため、ひまわりや菜の花などの景観作物を植栽するなど、遊休農地の解消を推進しています。

景観法では、景観計画区域内の農業振興地域において、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図る必要がある場合、景観農業振興地域整備計画を定めることができます。

農業関係者の参加を得ながら、棚田の畦畔の石積保全や景観作物の栽培、集落全体の共同作業等の計画立案に努めます。

◆森林資源の利活用による健全な森づくり

木材の価格低迷や森林所有者の高齢化などにより、放置山林が増加していることから、地下水確保をはじめとした森林本来の機能維持及び適切な維持管理を図るため、平成 31 年 4 月 1 日に森林経営管理法が施行されました。これは、行政が森林保有者から委託を受けて主体的に管理できるようになった制度であることから、森林組合等との官民連携強化により、特用林産物の開発や流通体制の拡充に努め、木材の需要拡大による森林資源の循環利用を推進し、健全な森林づくりを目指します。また、森林の景観を文化的景観として捉え、林業の果たす役割の重要性について、市民への情報発信を図っていきます。



◆地域に調和した水産基盤施設の整備

水産基盤施設には、漁港施設、漁港海岸施設、漁村集落生活環境施設、漁礁漁場・増殖場等漁場施設が含まれます。水産基盤整備は、漁業生産や流通加工振興、防災、生活環境の改善など地域振興課題に適切に対応することを目的に実施されています。

里海の保全を図るため、自然地形構造や周辺景観との調和に配慮した整備を推進します。推進にあたっては、漁業者をはじめとした住民の参画により、地域の実情・特性に応じた整備指針を作成します。

③伝統文化を楽しむ場の形成

本市では、五穀豊穡や大漁祈願、報恩感謝のお祭りや山の神奉納相撲など、各地で多彩な伝統行事が継承されています。

江戸時代には日本の各地で行われていた「虫追い祭り」も、農薬の普及などにより途絶えてきましたが、河浦町の一町田地区などでは、今なお受け継がれています。

伝統行事の風景は、祭りの場と借景を形づくる周辺の景観で成り立ち、祭りに参加する人だけでなく、そこを訪れる人々の心をも感動させてくれます。

幅広い世代の人々が、地域の生活文化を通じて交流しあう環境づくりが必要です。



◆伝統行事を楽しむ交流の場の形成

地域の伝統行事は、周辺景観と相まって独自の雰囲気を作り出してくれます。多くの人が祭りの風景を楽しめるよう、その舞台となる交流空間の保全に努めます。

◆四季を伝える景観情報の発信

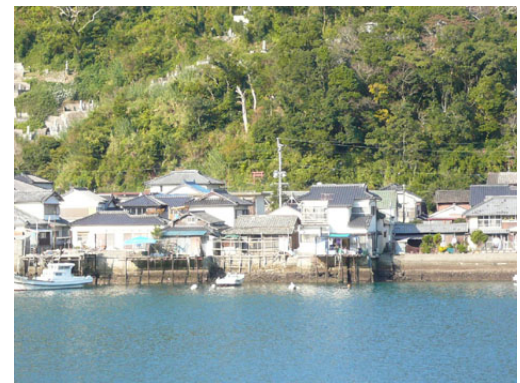
伝統行事をはじめとする四季折々の風景を、貴重な景観資源として捉え、市民や観光協会などと連携した情報発信システムの強化を図ります。

④集落景観維持のための仕組みづくり

市域には、防風石垣や棚田周辺の農村集落、海に向かって設けられた「カケ」や木造瓦屋根の民家からなる漁村集落、背戸輪（屋）と言われる漁村家屋群など、地域固有のたたずまいが散在します。

これらの集落景観は、そこに住む人達の営みによって成り立っています。地域外からみた客観的評価を行うなど、住民相互がその価値を認識できる活動により、住民の発意と合意に基づく存続のための仕組みを整えていかなければなりません。

そのため、地域ごとに住民参加による集落点検などの作業を実施し、守るべき対象物や行為、維持・継続すべき活動について確認しあう場を確保していくことが必要です。



◆住民参加による集落点検作業の実施

古くから人々は、相互扶助により草払いなどに参加し、地域のコミュニティを育んできました。それは、互いの連帯感を深め、共存しあうことにより住民意識を高める活動でもありました。高齢化が進行していく中、このような相互扶助の活動を一層深めていくことが求められます。

まちの集落景観を保つため、点検作業を住民主体で推進していく体制づくりを進めます。

◆地域固有のたたずまいを見せる集落景観の評価

空家となった家屋、増築、改築されていく家屋などにより、伝統的な集落景観が失われつつあります。個々の家々ではなく、まち並みを形成する集落としての一体的景観を評価することで、住む人の意識とともに、その価値に対する認識が深められていきます。

学識経験者などによる外部調査の実施や、まち並み景観コンクールなどの表彰制度により、その価値を評価できる体制を整えていきます。

◆地域の特性に応じた制度の活用

集落景観の保全を図るためには、地域の特性や実情を見極め、住民の合意に基づくルールづくりが必要です。

守るべき文化的景観の区域を専門的見地に立って調査し、住民参加のもとに保存計画や行動計画の立案を行い、景観形成地域の指定や景観協定の締結など、地域に応じた制度を活用していきます。

また、自然、歴史、文化、生活等からみた地域の景観を特徴づけ、地域のシンボルとして親しまれている建造物や樹木の保全を図るため、景観重要建造物、景観重要樹木の制度を活用していきます。

(3) 風格ある都市景観を創る

①賑わいと活力を生み出す景観の創出

郊外型の大型店舗出店などにより、中心市街地の空洞化が進行し、賑わいある景観が薄れてきています。そのため、市では、地域再生計画等に基づき、市街地の整備改善と商業等の活性化に向け取り組んでいます。

人が集い賑わいを生み出すためには、多くの人を引き付け、歩いてみたくなる心地よい空間づくりが必要です。商店街の外灯や店舗の看板、案内板等に統一性を持たせるなど、商店街組織が一丸となって景観づくりに取り組むことが求められます。

◆景観協議会の活用推進

商店街やその周辺を構成する商店街振興組合、商工会、地区住民等による景観協議会の設置など、地域の活力を生み出す景観まちづくり活動を支援します。

◆統一感あるシンボル空間の形成

ショーウィンドーや外観等の照明、店舗前の可動式ワゴン、フラワーボックスなどについては、統一感のあるデザインを導入し景観づくりを進めます。

②自然と歴史が調和したまち並みづくり

祇園橋や本渡諏訪神社、明德寺など歴史資源が散在する本渡の市街地では、河川敷や歩道などの公共空間の環境整備が進められています。

しかし、建築物が密集する民有空間では、景観への配慮が必要であり、官民が一体となった、風格ある景観まちづくりが求められます。



◆質の高い公共空間整備

景観軸となる幹線道路の電線地中化や街路樹等の整備を推進します。また、観光案内や道路案内など公共サインの設置についても、まち並み景観と調和する色やデザインに配慮した統一規格等の検討を進めます。

◆建築物の景観コントロール

建築物の新築、増築、改築の際は、周辺の自然や歴史的景観との調和を図るため、意匠、形態、色彩に配慮するなど、一定の行為に対する基準を定め、まち全体のバランスを考慮した景観まちづくりを進めます。

◆民有地における緑化の推進

樹木や草花による緑化を推進するため、各種景観コンクールを開催するなど本市独自の表彰制度や、記念樹配布等の制度について導入を検討し、官民一丸となった都市緑化を推進します。

③交通結節点の魅力づくり

天草空港、本渡港、鬼池港、牛深港等は、市内外の人々が利用する本市の玄関口となっています。また、地域高規格道路の整備に伴う、交流人口の増大が期待されています。

空港や港においては、離発着する便とバスなどの乗り継ぎの利便性や総合的な情報案内等の充実が欠かせません。美しい景観まちづくりの面からもわかり

やすく利用しやすい環境の整備や、観光施策との連携が必要です。



◆空港・港を活用した天草らしさを印象づける情報発信

空港や港のターミナルに降り立った時、四季を通じて美しい天草の景観を印象づける情報が発信できるよう関連機関との連携を図ります。

◆空港・港周辺の環境整備

空港周辺の緑地保全を推進します。主要な港については、周辺の広場や駐車場の緑化を推進し、潤いのある快適な空間づくりに努めます。また、港の機能については、汽船事業者や観光関連団体などと協議を深め、必要に応じた対策の検討を図ります。

◆花のまち角づくり

主要道路の結節点や、交流の基軸となる幹線道路が交差する主要なまち角は、ゆとりある空間づくりに努め、樹木や花の植栽などによる花のまち角づくりを推進します。

④景観阻害要因に対するルールづくり

乱立する屋外広告物や自動販売機は、沿道景観を阻害する大きな要因となっています。しかしながら、景観協定の締結により、屋外広告物の色や大きさ、共同設置の義務づけ等を定め、良好な景観形成を推進することが可能です。

景観を阻害している要因を把握し、改善を促す活動に取り組んでいくことが必要です。

◆まち並み点検活動の実施

地域内外の人たちを募り、まち並み点検活動などを実施していきます。点検活動の結果をワークショップ等で話し合いながら、どう改善していくか、どのようなルールづくりが必要かなど、地域にあった基準を話し合う場を設けていきます。積極的に取り組もうとする地域に対して、市がアドバイザーを派遣するなど各種の支援体制を整えていきます。

◆景観協定制度の活用

一定の区域について、住民の合意が図られる場合、景観協定制度を活用し、より良好な景観形成の実現を図ります。